

平成 18 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 シグマ・ゲイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩本 信徹
(コード 8192 大証第二部)
問合せ先 経営企画室長 山口 一成
(TEL.03 - 5775 - 7500)

弊社と株式会社ウェブクルーとの関係について

平素は弊社事業に関しご理解を賜り誠にありがとうございます。

昨今弊社事業周辺に関し頭書の点について、株主の皆様をはじめ報道関係の方からの問合せをいただいていることに鑑み、その事実関係及び弊社の見解と今後の方針を公にさせていただきます。

1、 弊社の大株主である KIWAMI 1 号投資事業組合及び同 2 号投資事業組合に関して

弊社は昨年 6 月、当時株式会社キャピタルギャラリー（代表取締役 青山浩氏）が業務執行組合員を務める上記 2 つの組合に対し第三者割当増資を実施いたしました。

株式会社キャピタルギャラリーは、いくつかの投資事業組合の業務執行組合員として組合の運営を行っていましたが、昨年 11 月、同社組成の煌 1 号投資事業組合及び青山氏本人が株式会社ウェブクルー株式を取得し主要株主となると同時に、青山氏が株式会社ウェブクルー社長として同社の経営に専念されることになり、それに伴い今年 3 月 7 日付で KIWAMI 1 号投資事業組合及び同 2 号投資事業組合の業務執行組合員が、株式会社キャピタルギャラリーから投資業を営む有限会社キャピタル・マネジメント（取締役 石井 浩氏）に変更されたと理解しております。

したがって、KIWAMI 1 号投資事業組合及び同 2 号投資事業組合と青山氏とは現在無関係です。

なお、煌 1 号投資事業組合に対し、弊社組成の KIWAMI8 号投資事業組合から 8 億 5 0 0 0 万円（うち弊社資金 2 億 7 5 0 0 万円）を出資しております。

これは煌 1 号投資事業組合が株式会社ウェブクルー株式を取得する株式価格及び青山氏による同社リストラ計画・事業計画など総合的に勘案した結果、出資案件として魅力があると弊社で独自に判断したことによるものであり、KIWAMI 1 号投資事業組合及び同 2 号投資事業組合からの弊社への出資とは無関係です。

2、 SKIWAMI 3 号投資事業組合に株式会社ウェブクルーが出資している件について

SKIWAMI 3 号投資事業組合は、KIWAMI 2 号投資事業組合に投資しているファンドであると理解しております。

株式会社ウェブクルーは、今年 1 月に既存の SKIWAMI 3 号投資事業組合への出資者から相対取引にてその組合持分の譲渡を受けたとのことであり、弊社としてはその取引には一切関知しておりません。

この取引は SKIWAMI 3 号投資事業組合の出資者の変更に過ぎず、KIWAMI 2 号投資事業組合からの弊社への出資とは無関係です。

3、株式会社ウェブクルーがKIWAMI 1 1号投資事業組合に出資しているとの一部経済雑誌の掲載について

弊社が業務執行組合員を務める KIWAMI 1 1号投資事業組合の投資対象は未上場会社株式会社ですが、弊社は組合組成に当たりお取引先様にご提案させていただきました。

株式会社ウェブクルーにも一取引先としてご案内させていただいたところ、今年4月に子会社の株式会社ウェブクレジットよりご出資いただきました。

弊社のご提案に対し、出資案件として魅力があると判断された結果であると理解しております。

4、青山氏及び株式会社ウェブクルーと弊社との間で資金の還流がなされているとの一部経済雑誌の記載について

最近一部経済雑誌において、株式会社ウェブクルーと弊社の間で、KIWAMI 1号投資事業組合、KIWAMI 2号投資事業組合、SKIWAMI3号投資事業組合、KIWAMI8号投資事業組合、KIWAMI 1 1号投資事業組合への出資により資金の還流がなされているとの報道がなされました。

確かに、株式会社ウェブクルーと弊社との間で取引は発生しております。しかしながら上記1～3にありますように、各々異なる時期に個別の投資事業毎に異なる投資判断を行った上での取引であること、またSKIWAMI3号投資事業組合内部での組合員変更については一切弊社が関知していなかったことから、青山氏及び株式会社ウェブクルーと弊社との間で、意図的に一連の取引として資金の還流がなされているということは事実無根でございます。

5、今後の弊社の投資事業組合の運営について

今般、弊社の大株主であるKIWAMI 1号投資事業組合及び同2号投資事業組合の名称である「KIWAMI」を弊社が業務執行組合員を務める投資事業組合の名称として使用したことで、皆様の混乱と誤解を招いているということに関しましてはお詫び申し上げます。

今後は、弊社組成の組合の名称を「KIWAMI」以外のものにしますとともに、既存の弊社組成の「KIWAMI」投資事業組合の名称もそのことが明確となるような名称に変更して参る所存でございます。

以上